

# 公益社団法人日本放射線技術学会 関東支部研究発表大会開催ガイドライン

2007年 2月 3日 施行  
2017年 4月 30日 一部改訂  
2023年 11月 5日 一部改訂  
2025年 9月 20日 一部改訂

## 第1章 総則

### (目的)

- 1 本ガイドラインは、公益社団法人日本放射線技術学会関東支部研究発表大会の開催及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本大会の主宰は、支部長とする。

### (大会長)

- 3 研究発表大会の大会長は、支部長がその任に就く。ただし、支部長が他に適任と思われる者がいれば、支部理事会の承認を得て委嘱することができる。

## 第2章 細則

### (実施機関)

- 4 大会の実施機関として、大会長の下に実行委員会を設置する。

### (開催期日)

- 5 大会の開催期日は、原則として、2日間開催とする。

### (開催場所の選定)

- 6 開催場所は支部役員会で開催2年前に決定し、会場は大会長が選定する。

### (実行委員長)

- 7 実行委員長は、大会長が任命する。

### (実行委員会)

- 8 実行委員会は、実行委員長が選出し大会長が委嘱した委員で構成し、支部理事（研究発表大会開催担当委員）は、実行委員に協力する。

### (実行委員の任期)

- 9 実行委員の任期は、委員を委嘱された日から大会監査が終了するまでとする。

### (研究発表大会開催担当委員)

- 10 学術委員会の中から研究発表大会開催担当委員を若干名選出し、支部として継続的に研究発表大会を企画する。担当委員は、学術委員会の中で企画案等を検討する。

### (倫理審査について)

- 11 倫理審査は、実行委員会にて行うこととする。ただし、学術委員会は、その審査業務の補助を行い、最終判定を行う。

### (承認事項)

- 12 大会長は、大会開催1年前までに、大会開催計画案及び収支予算書を作成し、支部理事会の承認を受けなければならない。

- 13 大会長は、大会終了後、大会事業報告書ならびに収支決算書を速やかに作成し、大会監事の監査を受けたのち、年度内に開催される最終の支部理事会において大会開催報告をしなければならない。

(大会監事)

- 14 大会監事には、支部総務委員長、支部財務委員長、次期研究発表大会実行委員長がその任にあたる。ただし支部総務委員長および支部財務委員長が大会開催側になった場合は、副委員長がその任にあたる。

(大会に関わる経費)

- 15 大会開催に関わる経費は、関東支部研究発表大会開催費、参加登録費及びその他の収入で賄い、予算の範囲内で運営できるように努める。  
ただし、開催ブロックの地理的条件、参加人数の不確定さなど収入が予算から大きく外れる可能性もあるので、研究発表大会が事業損失となった場合は、支部理事会の承認を得て支部財務より損失を補填できることとする。
- 16 大会開催に要した実行委員の交通費等は、本学会諸規程に準拠する。
- 17 収支余剰金は、支部財務会計に繰り入れる。

(印刷物)

- 18 大会開催に関わる印刷物は、
- (1) ポスター
  - (2) プログラム
  - (3) 抄録集
  - (4) ネームプレート
- の4種を基本とし、紙以外の電子媒体での運用も可能とする。

(広告)

- 19 抄録集その他に企業の広告を掲載することはできるが、広告料収入は、大会開催経費の30%を超えない金額とする。

(機器展示)

- 20 機器、パンフレットの展示については別途、検討する。

(参加登録費)

- 21 大会参加登録費は、原則として次の通りとする。
- (1) 事前登録
    - ① 会員
    - ② 学生(会員、非会員問わず)
    - ③ 賛助会員(メーカー)
  - (2) 当日登録
    - ① 会員
    - ② 学生(会員、非会員問わず)
    - ③ 賛助会員(メーカー)
  - (3) 非会員
  - (4) 参加登録費の徴収範囲  
講演講師、シンポジストが、公益社団法人日本放射線技術学会 関東支部会員に該当する場合には、参加登録費を徴収することとする。
  - (5) 功労賞受賞者の参加登録費は無料とする。技術奨励賞・新人賞受賞者の参加登録費は本人負担とする。
  - (6) その他、無料招待者は大会長の判断による。

(講演講師, シンポジストの謝金, 交通費)

22 講演講師, シンポジストの謝金, 交通費は, 原則として本学会諸規程に準拠する.

(研究発表)

23 研究発表は会員及び学生会員に限る. 但し共同研究者については非会員を認める.

発表者が当日発表することができなくなった場合、実行委員会の判断で非会員の共同研究者が発表できるものとする.

(ガイドラインの変更)

24 このガイドラインは, 支部理事会の承認を経て, 変更できるものとする.

#### 付 則

1 このガイドラインは, 2007 年度開催の第 54 回研究発表大会より順次適応するものとし, 2007 年 2 月 3 日より施行する.

2 その他

(情報交換会に関する申し合わせ事項)

(1) 参加費の上限は, 7,000 円とし参加費で賄える範囲内で行うこととする.

(2) 支部招待者, 支部功労賞受賞者ならびに実行委員会招待者の参加費は, 情報交換会の会計において支弁するものとする. その他の参加者の参加費は, 本人が負担する.